

一般施設等利用料金一覧表（ホール）



●施設等利用料金

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

区 分			利 用 料 金 (円)						施設の規模 (定員等)
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
通常料金	入場料 500円以下	平 日	6,100	8,130	9,750	14,230	17,880	23,980	301席
		土日祝日	7,610	10,160	12,200	17,770	22,360	29,970	
	入場料 501～1,000円	平 日	9,140	12,210	14,630	21,350	26,840	35,980	
		土日祝日	11,430	15,250	18,300	26,680	33,550	44,980	
	入場料 1,001円以上	平 日	12,210	16,280	19,530	28,490	35,810	48,020	
		土日祝日	15,250	20,360	24,410	35,610	44,770	60,020	
	空調		3,120	4,160	4,160	7,280	8,320	11,440	

●リハーサル（準備）時利用料金

区 分			利 用 料 金 (円)						施設の規模 (定員等)
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
リハーサル料金	入場料 500円以下	平 日	1,830	2,430	2,920	4,260	5,360	7,190	301席
		土日祝日	2,280	3,040	3,660	5,330	6,700	8,990	
	入場料 501～1,000円	平 日	2,740	3,660	4,380	6,400	8,050	10,790	
		土日祝日	3,420	4,570	5,490	8,000	10,060	13,490	
	入場料 1,001円以上	平 日	3,660	4,880	5,850	8,540	10,740	14,400	
		土日祝日	4,570	6,100	7,320	10,680	13,430	18,000	
	空調		3,120	4,160	4,160	7,280	8,320	11,440	

●附属設備利用料金

区分			利用料金(円)
照明設備	ボーダーライト		340
	アッパーホリゾンライト		490
	ロアーホリゾンライト		460
	フットライト		320
	サスペンションライト		220
	シーリングライト		220
	ギャラリー用スポットライト		220
	フォロースポットライト		810
	フロアーコンセント		100
舞台設備	所作台		3,570
	平台		100
	松羽目		1,200
	毛せん		190
	長ふとん		190
	座ぶとん		100
	人形立		100
	紗幕		870
	地がすり		910
	金屏風		1,210
	鳥の子屏風		1,210
	上敷		170
	指揮者台		200
	指揮者用譜面台		140
	演奏者用譜面台		100
区分			利用料金(円)
舞台設備	コントラバス用椅子		100
	プログラムスタンド		100
	演台		550
	司会者台		250
	音響反射板		3,830
音響設備	拡声装置		2,120
	カセットテープレコーダー		710
	コンパクトディスクプレーヤー		710
	エフェクター		530
	ステージスピーカー		530
	はね返りスピーカー		530
	コンデンサマイク		950
	ダイナミックマイク		440
その他	ワイヤレスマイク		1,130
	3点吊りマイク装置		1,100
	ピアノ		5,500
	ビデオカセットテープレコーダー		1,970
	書画カメラ		1,970
	スライドコンバーター		1,970
	ホール用プロジェクター		1,970
	オーバーヘッドプロジェクター		800

- 入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいいます。
- 入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とします。
- 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいいます。
- 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額の150パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
- 4の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 冷暖房設備を利用するときはホールの欄に掲げる額に1時間につき1,040円を加えた額とします。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とします。
- 附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。**
- 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
- 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
- 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- カラーフィルター等の消耗器材費は、別途実費を徴収します。

※ 障害者及び障害者団体が、障害者の相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的とした事業のために、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額します。

※この利用料金一覧表は令和元年10月1日施設利用分より適用されます。

一般施設等利用料金一覧表（研修室等）



●施設等利用料金

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

区 分		利 用 料 金 (円)						施設の規模 (定員等)
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
1 F	展示ギャラリー	300	410	410	710	820	1,120	109.1㎡
	〃（販売を伴う場合）	600	820	820	1,420	1,640	2,240	
	展示コーナー	300	410	410	710	820	1,120	71.1㎡
	〃（販売を伴う場合）	600	820	820	1,420	1,640	2,240	
2 F	特別会議室	2,860	3,820	3,820	6,680	7,640	10,500	20人
	空調	850	1,140	1,140	2,000	2,290	3,150	
	放送スタジオ	890	1,210	1,210	2,100	2,420	3,310	44㎡
	空調	260	360	360	630	720	990	
	音楽スタジオ	2,240	2,990	2,990	5,230	5,980	8,220	50人
	空調	670	890	890	1,560	1,790	2,460	
	企画ミーティングルーム	300	420	420	720	840	1,140	8人
	空調	90	120	120	210	250	340	
3 F	和室	2,150	2,890	2,890	5,040	5,780	7,930	15畳+18畳
	空調	640	860	860	1,510	1,730	2,370	
	美術工芸室	2,080	2,800	2,800	4,880	5,600	7,680	28人
	空調	620	840	840	1,460	1,680	2,300	
	調理実習室	1,540	2,070	2,070	3,610	4,140	5,680	50人
	空調	460	620	620	1,080	1,240	1,700	
4 F	第1研修室	3,780	5,040	5,040	8,820	10,080	13,860	108人
	空調	1,130	1,510	1,510	2,640	3,020	4,150	
	第1研修室A	2,270	3,020	3,020	5,290	6,040	8,310	48人
	空調	680	900	900	1,580	1,810	2,490	
	第1研修室B	1,510	2,020	2,020	3,530	4,040	5,550	36人
	空調	450	600	600	1,050	1,210	1,660	
	第2研修室	3,130	4,190	4,190	7,320	8,380	11,510	81人
	空調	930	1,250	1,250	2,190	2,510	3,450	
	第2研修室A	1,850	2,470	2,470	4,320	4,940	6,790	45人
	空調	550	740	740	1,290	1,480	2,030	
	第2研修室B	1,280	1,720	1,720	3,000	3,440	4,720	27人
	空調	380	510	510	900	1,030	1,410	
	第3研修室	3,270	4,370	4,370	7,640	8,740	12,010	90人
	空調	980	1,310	1,310	2,290	2,620	3,600	
	第3研修室A	2,170	2,910	2,910	5,080	5,820	7,990	54人
	空調	650	870	870	1,520	1,740	2,390	
	第3研修室B	1,100	1,460	1,460	2,560	2,920	4,020	24人
	空調	330	430	430	760	870	1,200	
	第4研修室【旧OA講習室】	2,050	2,750	2,750	4,800	5,500	7,550	30人
	空調	610	820	820	1,440	1,650	2,260	
	第5研修室（PC室）【語学研修室】	1,430	1,930	1,930	3,360	3,860	5,290	30人
	空調	420	570	570	1,000	1,150	1,580	
	講師控室A	340	470	470	810	940	1,280	8人
	空調	100	140	140	240	280	380	
	講師控室B	340	470	470	810	940	1,280	8人
	空調	100	140	140	240	280	380	

●附属設備利用料金

区分	利用料金(円)
展示パネル（小）1枚	100
音楽スタジオ設備（音楽スタジオ／2F）	2,200
ピアノ（音楽スタジオ／2F）	2,200
放送スタジオ設備（放送スタジオ／2F）	3,300

区分	利用料金(円)
研修室用プロジェクター	520
団体専用ロッカー（印刷ルーム横／2F）	1,270
団体専用大型ロッカー（幼児室②前／2F）	4,850
団体専用中型ロッカー（幼児室②前／2F）	2,680
生活工房1人1回（生活工房／3F）	100
印刷機（製版）1枚	50
印刷機（印刷）1枚	0.5

1. 研修室のAとBを併せて利用するときは、それぞれの額を合算した額とします。
 2. 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設等利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
 3. 2の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分には満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 4. ホール以外の施設を利用する場合において、冷暖房設備を利用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の3を乗じて得た額を加えた額とします。この場合において、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 5. **附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。**
 6. 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
 7. 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
 8. 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 9. 団体専用ロッカーの利用料金は、4月1日から翌年3月31日までの1年当たりの料金で、利用期間が1年に満たないときは、利用期間1月間までごとに、当該利用料金を12で除した金額により算定した額となります。
 10. 印刷機（印刷）の利用料金は、印刷機（印刷）の印刷枚数に利用料金の単価を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ※ 障害者及び障害者団体が、障害者の相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的とした事業のために、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額します。

※この利用料金一覧表は令和元年10月1日施設利用分より適用されます。